

神戸市プレーリーダー養成業務委託 実施要領（公募型プロポーザル）

1 案件名称

神戸市プレーリーダー養成業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

「神戸市プレーリーダー養成業務」（以下「本業務」という。）は、豊かな野外環境や地域の公園等で、自然の素材を使った遊びや季節を感じる遊び体験ができる場（以下「プレーパーク」という。）において、外遊びのノウハウを持ち、外遊びを地域に提供できる者（以下、「プレーリーダー」という。）を養成することを目的とする。

(2) 業務内容

神戸市プレーリーダー養成業務
（別紙「仕様書」のとおり）

(3) 事業規模（契約上限額）

金 2,500,000 円（消費税含む）

(4) 契約期間

契約締結の日～2025 年 3 月 31 日

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 法人格を有すること。

(3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(5) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

(6) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

(7) 業務運営に関し、必要となる各種法令に基づく許可、認可、免許等を受けている

こと。

- (8) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打ち合わせ等を円滑に行い得る能力を有していること。

5 スケジュール

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (1) 公募開始 | 2024年8月9日 |
| (2) 参加申請関係書類の提出期限 | 2024年8月23日 午後5時まで |
| (3) 質問受付締切 | 2024年8月23日 午後5時まで |
| (4) 質問に対する回答 | 2024年8月30日予定 |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 2024年9月11日 午後5時まで |
| (6) 提案会参加案内 | 2024年9月18日予定 |
- ※5社以上の提案があった場合は事務局による書類選考を実施する。
- | | |
|-------------------------|--------------|
| (7) 選定委員会（プレゼンテーション）の開催 | 2024年9月24日予定 |
| (8) 委託候補者の決定 | 2024年9月下旬予定 |
| (9) 契約締結・事業開始 | 2024年10月上旬予定 |

6 応募手続き等に関する事項

- (1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知
- | | |
|--------|---|
| ア 受付期間 | 2024年8月9日から2024年8月23日午後5時まで |
| イ 提出書類 | 参加申請書（様式第1号） |
| ウ 提出部数 | 1部 |
| エ 提出先 | 地域協働局地域活性課 |
| オ 提出方法 | 電子メールで提出。その際、必ず担当者まで電話により受信の確認を行うものとする。 |
- (2) 質問の受付
- | | |
|--------|--|
| ア 受付期間 | 2024年8月9日から2024年8月23日午後5時まで |
| イ 提出先 | 地域協働局地域活性課 |
| ウ 提出方法 | 質問票（様式第3号）に記載し、電子メールにより提出。その際、必ず担当者まで電話により受信の確認を行うものとする。 |
| エ 回答方法 | 全参加者に対して、2024年8月30日ごろに電子メールにより回答する。なお、質問者の氏名等は公表しない。 |
- (3) 企画提案書の提出
- | | |
|--------|---|
| ア 受付期間 | 2024年8月9日から2024年9月11日午後5時まで |
| イ 提出先 | 地域協働局地域活性課 |
| ウ 提出方法 | 企画提案書提出書（様式第4号）を添えて、電子メールで提出。その際、必ず担当者まで電話により受信の確認を行うものとする。 |
| エ 提出書類 | |
- <全企業・団体>
- (ア) 企画提案書
- 様式自由
 - 概ね20ページ以内に収め、必ずページ番号を付記すること。
 - 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。
 - 本業務に対する考え方、実施方針
 - 本業務に対する効果的な広報手段
 - 本業務の実施方法、手法、スケジュール
 - 本業務にかかる実施体制、支援体制

(e) 本業務にかかる安全管理体制

(f) 類似業務実績

(イ) 見積書

(ウ) 会社または団体概要

(エ) 参加資格確認書（様式第2号）

<令和6・7年神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）がない企業・団体は以下も提出すること。>

(オ) 法人登記簿謄本（提出日から起算して3か月以内に発行された正本）

(カ) 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各種納税証明書（直近1年分、写しでも可）

※滞納がないことを納税証明により証明すること。郵送または持参により提出すること。

オ 提案会参加通知 2024年9月18日ごろに電子メールで通知する。

7 選定に関する事項

(1) 評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

ア 業務目的および業務内容の理解度【10点】

イ 企画内容①（プレーリーダー養成座学講座の実施）【20点】

ウ 企画内容②（プレーパーク実地研修の実施）【20点】

エ 企画内容③（安全管理体制・広報）【10点】

オ 実現可能性の高さ【10点】

カ 実施体制の確保【5点】

キ 提案価格の妥当性【10点】※1

ク 男女共同参画の職場づくりへの社会的貢献度【5点】※2

ケ 市内に本社及び支店があるか【10点】※3

※1 価格点は最低見積額を10点とする。その他の見積額は、10点×（最低見積額／見積額）とする。※小数点第1位を四捨五入する。）

※2 以下のいずれかに該当している場合に「5点」とする。

評価項目	確認方法
・こうべ女性活躍推進企業認定制度（ミモザ企業）	認定証の写し ※神戸市のHPにて公表
・えるぼし認定・プラチナえるぼし認定	えるぼし認定・プラチナえるぼし認定通知書 ※厚生労働省HPにて公表
・くるみん認定・プラチナくるみん・トライくるみん認定	くるみん認定・プラチナくるみん・トライくるみん認定通知書 ※厚生労働省HPにて公表
・ユースエール認定	ユースエール認定通知書 ※厚生労働省HPにて公表
・ひょうご女性の活躍企業表彰	表彰状の写し ※ひょうご女性の活躍推進会議のHPにて公表
・仕事と生活のバランス企業表彰	表彰状の写し ※ひょうご仕事と生活センターHPにて公表
・一般事業主行動計画	一般事業主行動計画策定（労働局の受付印のあるもの）の写し

※3 地元企業（本社を市内に有する者）10点

準地元企業（法人市民税の課税対象となる支店・営業所等を市内に有する者） 5点
その他 0点

(2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、神戸市プレーリーダー養成業務委託事業者選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。

イ 提案者が5社以上いる場合は事務局による書類選考を実施する。

ウ 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の審査を行う。

エ プレゼンテーション

(ア) 日時 2024年9月24日午前（予定）

(イ) 場所 神戸市中央区加納町6丁目5-1 神戸市役所1号館23階

(ウ) 内容 企画提案書に基づくプレゼンテーション（20分程度、質疑応答は別途）

※説明は、本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこと。

※説明の際は、企画提案書の内容に沿った説明を行うこと。

(エ) 注意事項

- ・審査の結果、評価点が最も高い企業・団体が複数いる場合には、審査項目「ウ 企画内容②」（プレーパーク実地研修の実施）の得点が高い方とする。それが同点の場合には、「イ 企画内容①」（プレーリーダー養成座学講座の実施）の高い方とする。
- ・得点の合計が6割に達していない場合は、委託候補者として選定しない。企画提案者が1者であっても同様の扱いとする。
- ・委託候補者が辞退又はこの公募型プロポーザル実施要領の規定に違反した事等を理由に協議が不調のときは、選定委員会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。
- ・委託候補者とは契約締結協議を行うこととし、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を可能とする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

- カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- キ 当該業務にかかる令和6年度神戸市一般会計補正予算が成立しない場合は、この提案募集に基づく契約を締結しないことがあります。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5-1

神戸市地域協働局地域活性課 影山・坂田（電話番号 078-322-6837）

npo@office.city.kobe.lg.jp